

くみ取り、単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換に対する 補助金があります。



河川などの汚れの主な原因は 生活排水



河川、湖沼、海の汚れの原因は、かつては工場などの事業活動に伴う排水が主なものでしたが、法律で規制が強化されたことで工場等からの排水の汚れが少なくなり、代わって家庭から未処理のまま流される生活排水の汚れが主な原因となっています。

生活排水の汚れから河川を守るためには、下水道や合併処理浄化槽などで生活排水の汚れを分解、処理し、きれいに浄化してから流す必要があります。

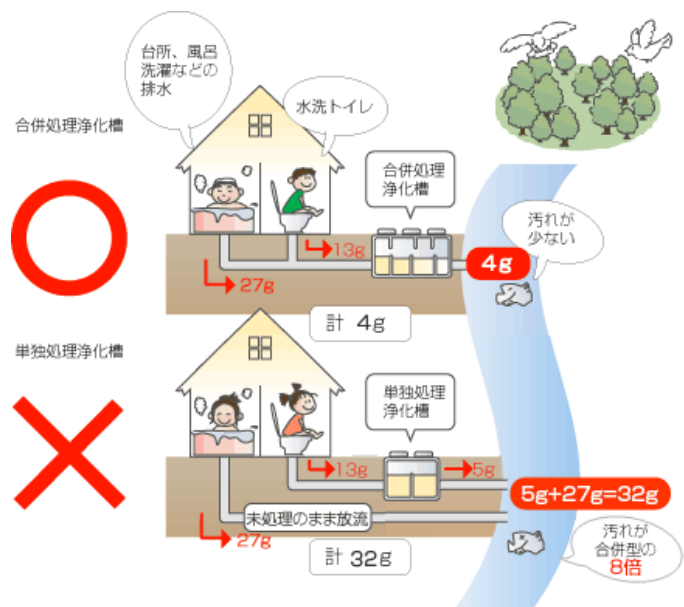
単独処理浄化槽の汚れは 合併処理浄化槽の約8倍



浄化槽には、トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、トイレの汚水のほかに台所、風呂、洗濯などの排水(=生活雑排水)も合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類があり、単独処理浄化槽の家庭は合併処理浄化槽の約8倍汚れた水を流していることになります。

河川などの水環境を良くするためには、生活雑排水が未処理のまま流れる単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していく必要があります。

なお、合併処理浄化槽も適正な維持管理は必要ですので、保守点検等を必ず行ってください。



(イラスト提供：環境省)

県では、家庭からの排水(トイレの汚水、台所、風呂、洗濯などの排水等)を全てきれいにできる合併処理浄化槽への転換を進めるため、浄化槽設置にかかる費用の一部を**助成**しています。⇒詳しくは裏面にて



山形県

環境エネルギー部 水大気環境課
山形市松波二丁目 8-1 TEL:023-630-2338

山形県浄化槽整備促進事業費補助金の補助内容

～ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換（リフォーム）を行う場合が対象 ～

個人設置型

個人負担額の約1/3を補助

国交付金基準額（4割）		個人（設置者）負担（6割）	
国 1/3	市町村 2/3	県補助金 1/3	実負担（4割）

【県補助額】次の①②のいずれか低い額

- ①(浄化槽設置工事費－国交付金基準額) × 1/3
- ②5人槽:16万円、6人槽以上:20万円

【具体例】 5人槽の浄化槽設置工事費:100万円、国交付金基準額:41.4万円の場合

- ・県補助金=16万円((100万円－国交付金基準額 41.4万円) × 1/3 = 19.5万円 <上限額 16万円>)
- ・設置者負担額=42.6万円(100万円－41.4万円－16万円)

加算補助

上記に加えて、市町村が国交付金基準額以上の助成を行う場合に県補助金を加算

国交付金基準額（4割）		加算補助 2α	個人（設置者）負担（6割－2α）	
国 1/3	市町村 2/3	市町村 + α	県補助金 1/3	実負担（4割－2α）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 県・市町村同額※ </div>				

【県加算補助額(+α)】次の①②のいずれか低い額

- ①市町村の上乗せ補助額(+α)と同額
- ②5人槽:5万円、6人槽以上:6.5万円

【具体例】 5人槽の浄化槽設置工事費:100万円、国交付金基準額:41.4万円、市町村の上乗せ補助額:5万円の場合

- ・市町村補助額=46.4万円(国交付金基準額41.4万円＋上乗せ額 5万円)
- ・県補助金=21万円(基本額上限16万円＋上乗せ額 5万円)
- ・設置者負担額=32.6万円(100万円－41.4万円－5万円－16万円－5万円)
- ※ 42.6万円－32.6万円=10万円の設置者負担減

市町村設置型

個人負担額(設置分担金)の約1/2を補助

国交付金基準額（10割）		うち設置分担金（2割）	
国 1/3	市町村 約 7/15	県補助金 約 1割	実負担 (約 1割)

【県補助額】次の①②のいずれか低い額

- ① 5人槽:8万円、6人槽以上:10万円
- ② 設置分担金への市町村補助額

【具体例】 5人槽の浄化槽設置工事費:110万円、国交付金基準額:103.8万円、設置分担金:16万円の場合

- ・県補助金=8万円 ・国負担額=34.6万円 ・市町村負担額=59.4万円
- ・設置者負担額=8万円
- ※ この他に使用料として、月5,000円ほど負担する(下水道料金とほぼ同程度)

<ご注意ください>

- ※1 住宅等の新たな建築(新築や建替え等)は、県補助金の対象外となります。浄化槽本体の設置工事費(配管工事等は除く)が対象です。
- ※2 お住まいの市町村によって補助金額が異なります。

補助制度のお問い合わせはお住まいの市町村(浄化槽担当)まで